

健康食品の広告の規制について

2012. 10. 16

公益社団法人日本広告審査機構

事務局次長審査部長 林 功

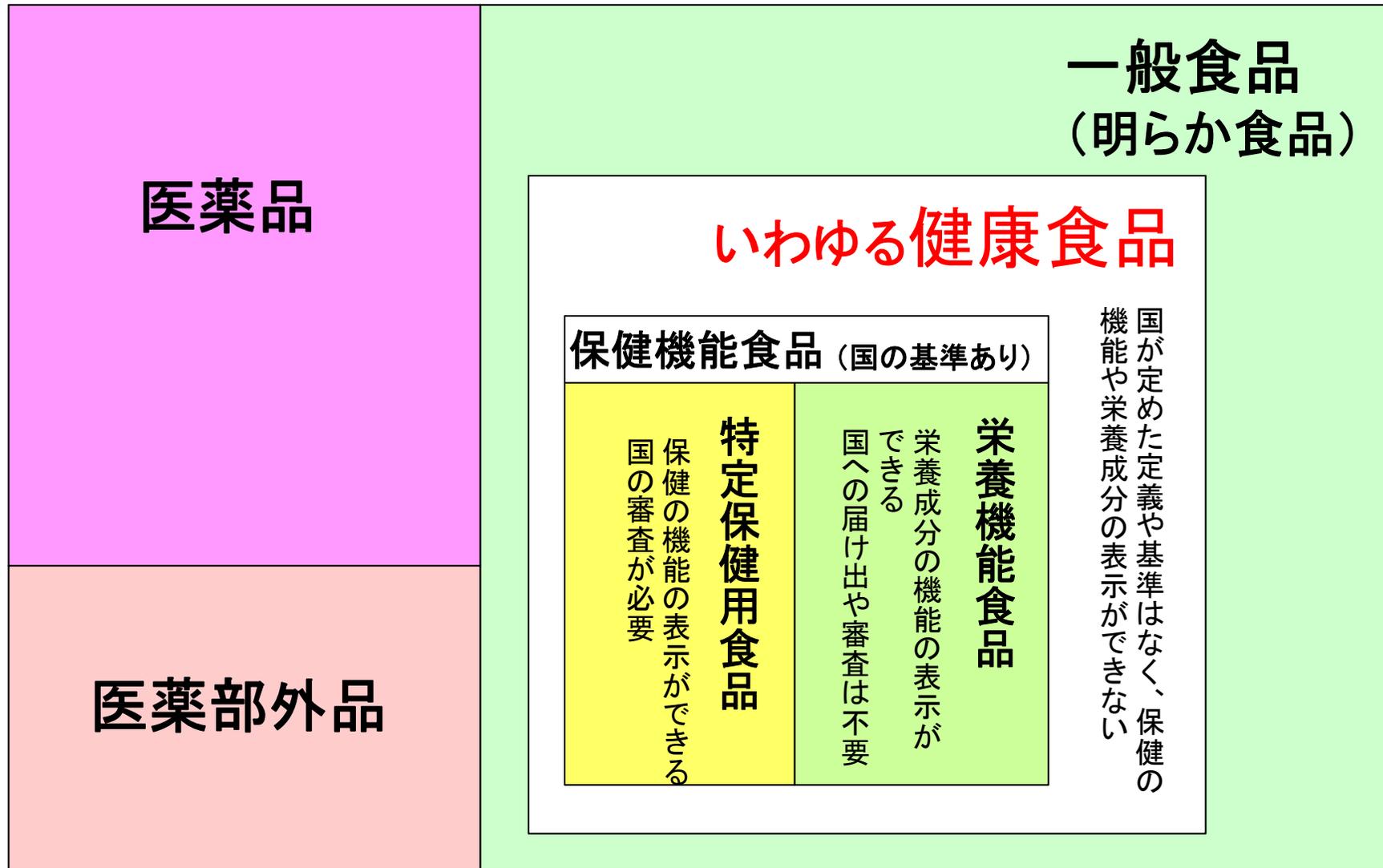
健康食品の広告・表示に関する 苦情と「見解(警告)」の件数

- JAROに寄せられる健康食品の苦情の件数の推移
 - 21年度 苦情＋意見 3,647件中153件(第5位 4.2%)
 - 22年度 苦情＋意見 3,425件中111件(第8位 3.2%)
 - 23年度 苦情＋意見 2,772件中106件(第5位 3.8%)

⇒健康食品の苦情は、小売、通信、一般食品に次いで多い
かつてのようなひどい広告は減ったが、数は決して減ってはいない
- JAROで健康食品の問題広告に出した「見解(警告)」の件数の推移
 - 21年度見解「警告」19件中11件／折込6件、新聞2件、HP2件、ラジオ1件
 - 22年度見解「警告」18件中9件／折込2件、雑誌4件、HP・チラシ・カタログ各1件
 - 23年度見解「警告」19件中4件／折込0件、新聞・雑誌・TV・HP各1件

⇒健康食品が活用するメディアに変化が見られる(折込からTV、インターネットへ)
- 健康食品に関する「見解(警告)」と適用法令
 - ・多くの広告は、「薬事法(68条)」に抵触することを指摘
 - ・さらに、合理的根拠がないと思われるものは「景品表示法」、通信販売の広告は「特定商取引法」を重複して適用することがある
 - ・JAROでは「健康増進法」を適用した事案は、平成19年に1件のみ(特保商品に関して、薬事法68条と合わせて、健増法28条を適用)
それ以降、「健増法」を適用した事案はない

私たちが飲食するものの法律上の分類

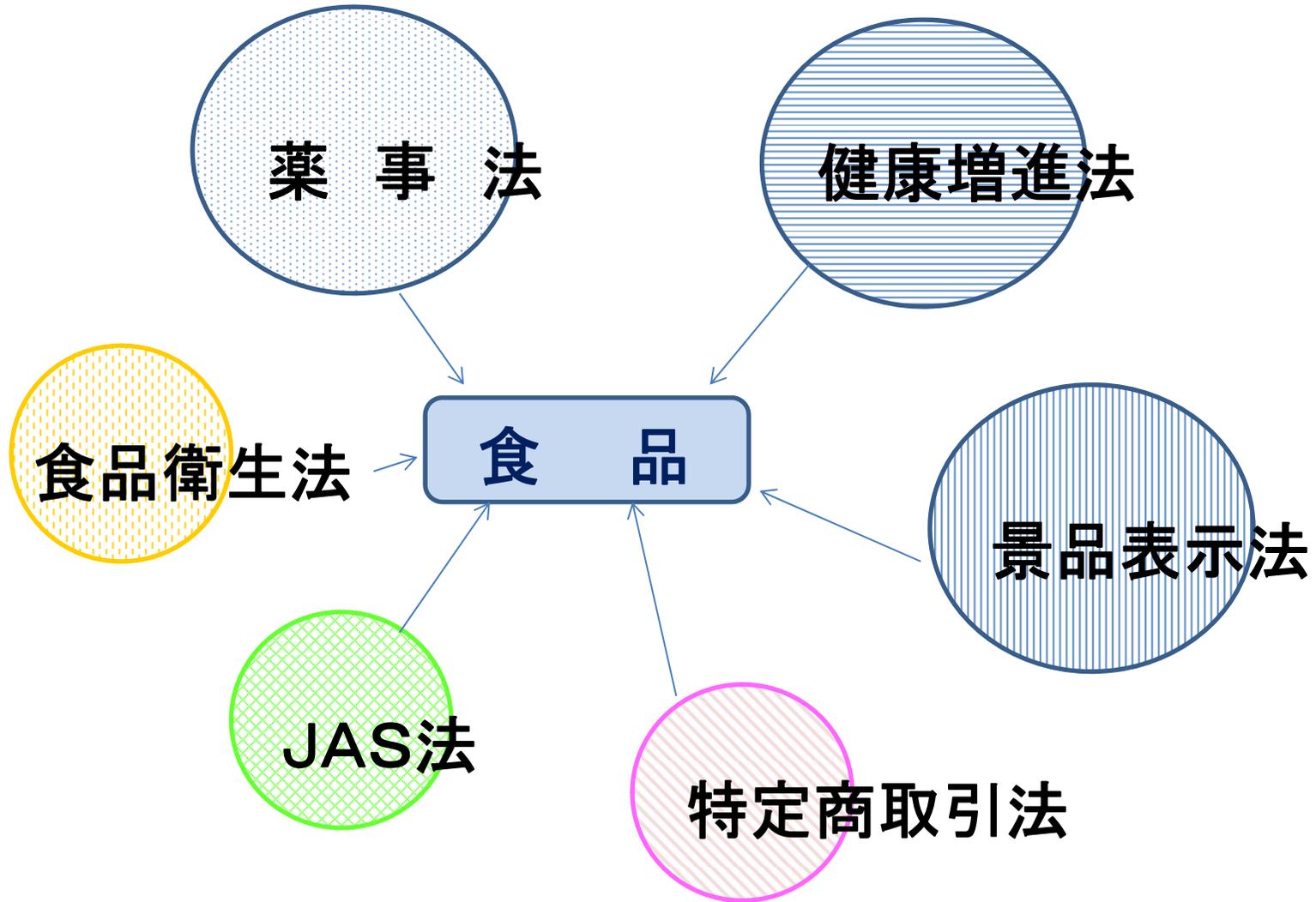


< 医薬品 > 薬事法

< 食 品 >

「食品の広告・表示」に関連する法律

(飲料を含む)



健康食品の広告の規制に関する最近の動向

●健康増進法／消費者庁(食品表示課)

- ・特保の表示に関するQ&A(22年6月公表)
 - 健康増進法により広告・表示を取り締まることを明確にしたかに見えた
- ・しかし、同時に予定されていた「健康食品の表示に関するガイドライン」は作成されず
- ・インターネットでの健康食品の広告、表示について、定期的な監視・指導を継続し、行政指導の件数およびNG事例を公表
- ・「勧告」など事業者名の公表には至らず

●景品表示法／消費者庁(表示対策課)

- ・健康食品のドロップshipping事業者(リアル&ビューティサイエンス)に対して措置命令・・・健康食品の広告について、消費者庁初の4条2項(不実証広告規制)を適用
- ・合理的根拠について調査・検証機能を持たないJAROとしては、歓迎すべきこと

- **特定商取引法**／通信販売広告なら第22条(誇大広告等の禁止)で指導することもできる
- **景表法・特商法**／都道府県でも指示等の行政指導をすることがある
- **薬事法**／厚生労働省広告担当官が昨秋、「推奨広告(個人の感想ですetc)について薬事法上の指導を強めたい」との発言があったが、特段の動きは見られない
- **薬事法**／都道府県が第68条(未承認の医薬品等の広告の禁止)違反で指導することもある
- 一方で、最近では警察による摘発の動きも目立つ
 - ・リアル、ビックタウン、シーバイオ研究所など
ドロップ SHIPPING等Eコマース事業者への関心が高いように見受けられる
 - ・薬事法(無承認無許可医薬品の貯蔵目的)違反で逮捕